



第4回尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会会議録

会 長	事務局長	室 長	事 務 局
			

会議場所	尾三消防本部庁舎3階 講堂		
会議日時	平成29年3月30日(木) 午前10時00分から午前10時30分まで		
出席者数	12名		
出席者	会 長	み よ し 市 長	小 野 田 賢 治
	副 会 長	豊 明 市 長	小 浮 正 典
	副 会 長	長 久 手 市 長	吉 田 一 平
	会長補佐	日 進 市 長	萩 野 幸 三
	会長補佐	東 郷 町 長	川 瀬 雅 喜
	委 員	み よ し 市 議 会 議 長	近 藤 鋼 男
	委 員	日 進 市 議 会 議 長	永 野 雅 則
	委 員	東 郷 町 議 会 議 長	箕 浦 克 巳
	委 員	豊 明 市 議 会 議 長	月 岡 修 一
	委 員	長 久 手 市 議 会 議 長	伊 藤 祐 司
	委 員	尾三消防組合議会議長	山 内 勝 利
	参 与	愛知県防災局消防保安課長	村 上 倫 正
欠席者	なし		
構成市町で同席した者の職・氏名	み よ し 市 総 務 部 長	伊 藤 欽 治	
	み よ し 市 総 務 部 参 事	佐 藤 正 美	
	みよし市総務部防災安全課長	廣 瀬 邦 仁	
	日 進 市 総 務 部 長	須 崎 賢 司	

	日進市総務部危機管理課長	西 尾 茂	
	東 郷 町 参 事	柳 澤 康 行	(愛知県から派遣)
	東 郷 町 総 務 部 長	野々山睦憲	
	東郷町総務部安全安心課長	磯 村 達 己	
	豊 明 市 消 防 長	土 屋 正 典	
	豊明市消防本部消防総務課長	稲 垣 聡	
	長 久 手 市 参 事	平 野 泰 久	(愛知県から派遣)
	長 久 手 市 消 防 長	吉 田 弘 美	
	長 久 手 市 消 防 次 長	加 藤 龍 寿	
	長久手市消防本部総務課長	出 口 史 朗	
	消 防 長	安 藤 吉 伸	
尾三消防本部 で出席した者の 職・氏名	書 記 長	村 瀬 周 孝	
	会 計 管 理 者	野々山 尚	
	次 長	柴 田 達 哉	
	次 長	松 田 一	
	総 務 課 長	石 川 敦 司	
	総 務 課 専 門 監	伊 豆 原 正 人	
事務局で出席 した者の職・ 氏名	尾 三 消 防 本 部 参 事	光 岡 秀 次	(事務局長)
	総務課消防広域化推進室室長	酒 井 雄 二	
	総務課消防広域化推進室	和 藤 健	(豊明市派遣)
	総務課消防広域化推進室	鈴 木 隆 宏	(長久手市派遣)
会 議 録 署名委員	みよし市議会議長 近 藤 鋼 男		
	日進市議会議長 永 野 雅 則		
傍聴人	4 名		

会議に付した協議事項及び結果

協議事項	内 容	結 果
協議第 8 号	「消防本部の権限について」について	原 案 可 決
協議第 9 号	「議員定数」について	原 案 可 決
協議第 10 号	「監査委員」について	原 案 可 決
協議第 11 号	「公平委員会」について	原 案 可 決
協議第 12 号	「貸与物品」について	原 案 可 決
協議第 13 号	「電算システム」について	原 案 可 決
協議第 14 号	「債務の取り扱い」について	原 案 可 決
協議第 15 号	「消防団との協力体制」について	原 案 可 決
協議第 16 号	「防災部局との連携」について	原 案 可 決

会議に付した報告事項及び結果

報告事項

- (1) 尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会第3回消防部会検討調整結果について

全項目承認

- (2) 尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会第3回財政部会検討調整結果について

全項目承認

- (3) 尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会第3回総務部会検討調整結果について

全項目承認

午前10時00分 開会

【みよし市長】 あいさつ

本日は、第4回尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会にお集まりいただき、ありがとうございます。

さて、各分科会員・専門部会員につきましては、消防広域化に向けまして、通常業務との並行作業となり、大変ご苦勞をおかけしますが、皆様のご協力のもと、より良い方向に向かっていきたいと思っておりますので、ご協力をお願いします。

本日は、協議事項9件が提出されております。活発な議論をしていただきますようお願いし、会議時間も限られておりますので、簡単ではありますが、冒頭のあいさつとさせていただきます。

10時01分 開議

【事務局】

尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会規約第8条第2項の規定により、会長を議長といたします。それでは議長、議事の進行をお願いいたします。

【議長】

尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会会議運営規程第4条第2項の規定により、議長から会議録署名委員を指名いたします。

みよし市議会議長 近藤剛男委員、日進市議会議長 永野雅則委員、以上おふたりを本会議の会議録署名委員に指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、進めさせていただきます。

協議第8号「消防本部の権限」について 事務局説明をお願いします。

【事務局】

本日の事務局説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

協議第8号「消防本部の権限」について、説明いたします。資料No.1をご覧ください。検討調整結果につきましては、広域化に伴う管轄区域及び組織の拡大によって、住民サービスが低下することのないよう、現在の尾三消防本部の例を基本に新たに加わる豊明市及び長久手市の消防署においても許認可や各種申請・届出の処理ができることとすると検討調整されました。

本来、本部で処理する事務であります、消防同意事務、危険物の仮貯蔵仮取扱の承認、り災証明、救急搬送証明などの処理につきまして、新たに加わる消防署にお

いても、現在の尾三消防本部の各消防署と同様の処理ができることとするものです。以上で説明とさせていただきます。

【議長】

ありがとうございました。ご意見等がございましたら、お願いします。

【委員】

<意見なし。>

【議長】

それでは、協議第8号「消防本部の権限」について、ご承認していただける方の挙手をお願いいたします。

【委員】

<全委員挙手>

【議長】

出席者全員のご承認をいただき、ありがとうございました。これによりまして、協議第8号「消防本部の権限」については原案のとおり決定しました。

つづきまして、協議第9号「議員定数」について、事務局説明をお願いします。

【事務局】

協議第9号「議員定数」について説明いたします。検討調整結果につきましては、対等な立場での消防の広域化であることを踏まえ、構成市町を同じにする愛知中部水道企業団の議員定数と同様に、各構成市町から3人とした15名をもって定数とすることが望ましいと考えると検討調整されました。以上で説明とさせていただきます。

【議長】

ありがとうございました。ご意見等がございましたら、お願いします。

【委員】

<意見なし。>

【議長】

それでは、協議第9号「議員定数」について、ご承認していただける方の挙手をお願いいたします。

【委員】

＜全員挙手＞

【議長】

出席者全員のご承認をいただき、ありがとうございました。これによりまして、協議第9号「議員定数」については原案のとおり決定しました。

つづきまして、協議第10号「監査委員」について、事務局説明をお願いします。

【事務局】

協議第10号「監査委員」について説明いたします。検討調整結果につきましては、監査委員の定数は、地方自治法第195条の規定により2名とし、選出区分については、同法第196条の規定により「議員選出」及び「識見を有する者」からそれぞれ1名ずつとする。

なお、「識見を有する者」として選出される監査委員は、構成市町の推薦によって選出されることとし、「議員選出」として選出される監査委員は、一部事務組合議会議員の中から選出することとすると検討調整されました。現尾三消防組合規約により、識見を有する者として選出されます監査委員の任期につきましては4年、組合議員の中から選出されます監査委員につきましては、組合議員の任期によるとなっています。

なお、現在、識見を有する者として選出されています監査委員の任期は、平成29年度までとなっています。以上で説明とさせていただきます。

【議長】

ありがとうございました。このことについて、ご意見等がございましたらお願いします。

【委員】

＜意見なし。＞

【議長】

それでは、協議第10号「監査委員」について、ご承認していただける方の挙手をお願いいたします。

【委員】

＜全員挙手＞

【議長】

出席者全員のご承認をいただき、ありがとうございました。これによりまして、協議第10号「監査委員」につきましては、原案のとおり決定しました。

つづきまして、協議第11号「公平委員会」について、事務局説明をお願いします。

【事務局】

協議第11号「公平委員会」について説明いたします。検討調整結果につきましては、愛知県に公平委員会の事務を委託することとすると検討調整されました。公平委員会につきましては、現在の尾三消防組合と同様の取扱いとなります。以上で説明とさせていただきます。

【議長】

ありがとうございました。ご意見等がございましたら、お願いします。

【委員】

<意見なし。>

【議長】

それでは、協議第11号「公平委員会」について、ご承認していただける方の挙手をお願いいたします。

【委員】

<全員挙手>

【議長】

出席者全員のご承認をいただき、ありがとうございました。これによりまして、協議第11号「公平委員会」につきましては、原案のとおり決定しました。

つづきまして、協議第12号「貸与物品」について、事務局説明をお願いします。

【事務局】

協議第12号「貸与物品」について説明いたします。検討調整結果につきましては、貸与物品については、統一を図ることとする。なお、広域前に貸与されていた物品で広域化後も引き続き使用可能なものについては、当該物品の貸与期間が満了するまで、又は、一定の猶予期間を設けて引き続き使用できることとし、順次統一を図ると検討調整されました。

貸与品につきましては統一を図る必要がございます。しかし、大変多くの品目があることから、使用できるものにつきましては引き続き使用して行くことといたしました。

また、貸与物品の単価、貸与年数及び業務内容等により、個人に持ち点を付与し、必要最小限な物品を支給することといたします。以上で説明とさせていただきます。

【議長】

ありがとうございました。ご意見等がございましたら、お願いします。

【山内委員】

貸与物品については、新しい組織で統一するのですが、使えるものは使うということは大変結構だと思いますが、この件について、職員への説明等は行ったのでしょうか。

【事務局】

行っております。

【議長】

ほかに、ありませんか。

【委員】

<意見なし。>

【議長】

それでは、協議第12号「貸与物品」について、ご承認していただける方の挙手をお願いいたします。

【委員】

<全員挙手>

【議長】

出席者全員のご承認をいただき、ありがとうございました。これによりまして、協議第12号「貸与物品」につきましては、原案のとおり決定しました。

つづきまして、協議第13号「電算システム」について、事務局説明をお願いします。

【事務局】

協議第13号「電算システム」について説明いたします。検討調整結果につきましては、現在の尾三消防組合のシステムを基本に豊明市及び長久手市に必要なクライアント数を追加して環境整備を行うこととする。

なお、ネットワーク回線については、現在の署所間ネットワークを活用して拡張して構築することとする と検討調整されました。

電算システムとは、現在尾三消防組合が導入しておりますグループウェアシステムで、文書管理・スケジュール管理・メール管理等を行っています。なお、豊明市及び長久手市につきましては、消防指令センターの共同運用で整備しましたネットワーク回線を活用するものです。以上で説明とさせていただきます。

【議長】

ありがとうございました。ご意見等がございましたら、お願いします。

【委員】

<意見なし。>

【議長】

それでは、協議第13号「電算システム」について、ご承認していただける方の挙手をお願いいたします。

【委員】

<全員挙手>

【議長】

出席者全員のご承認をいただき、ありがとうございました。これによりまして、協議第13号「電算システム」につきましては、原案のとおり決定しました。

つづきまして、協議第14号「債務の取扱い」について、事務局説明をお願いします。

【事務局】

協議第14号「債務の取扱い」について説明いたします。検討調整結果につきましては、広域化前の債務は、新組織に引き継がないこととする。広域化後の債務は、新組織が負担することとすると検討調整されました。

なお、現尾三消防組合の債務につきましては、広域化後の組織で支払うこととなりますが、こちらにつきましては、現尾三消防組合の構成市町であります、日進

市、みよし市、東郷町が、広域化後の組合分担金とは別に負担するものです。以上で説明とさせていただきます。

【議長】

ありがとうございました。ご意見等がございましたら、お願いします。

【委員】

<意見なし。>

【議長】

それでは、協議第14号「債務の取扱い」について、ご承認していただける方の挙手をお願いいたします。

【委員】

<全員挙手>

【議長】

出席者全員のご承認をいただき、ありがとうございました。これによりまして、協議第14号「債務の取扱い」につきましては、原案のとおり決定しました。

つづきまして、協議第15号「消防団との協力体制」について、事務局説明をお願いします。

【事務局】

協議第15号「消防団との協力体制」について説明いたします。検討調整結果につきましては、消防団が行う訓練等については、各消防署が支援することとする。消防団の関係する行事等については、これまでの歴史や伝統、消防団とのつながりを考慮し、協力体制を継続していくことが望ましいため、各消防署が支援する。

また、広域化後にあっては、各構成市町の消防団担当部局へ組合職員を派遣することとする。特に、豊明市及び長久手市については、市役所が初めて行う事務であるため、連携体制を強化することとする。尾三消防連絡協議会（みよし市、日進市及び東郷町の消防団連絡協議会）について、再編を行うと検討調整されました。

なお、再編とは、豊明市及び長久手市の消防団が新たに加わるということでございます。以上で説明とさせていただきます。

【議長】

ありがとうございました。ご意見等がございましたら、お願いします。

【委員】

<意見なし。>

【議長】

それでは、協議第15号「消防団との協力体制」について、ご承認していただける方の挙手をお願いいたします。

【委員】

<全員挙手>

【議長】

出席者全員のご承認をいただき、ありがとうございました。これによりまして、協議第15号「消防団との協力体制」につきましては、原案のとおり決定しました。

最後に、協議第16号「防災部局との連携」について、事務局説明をお願いします。

【事務局】

協議第16号「防災部局との連携」について説明いたします。検討調整結果につきましては、各構成市町の防災部局に職員（消防団事務兼務）を派遣することとし、防災、国民保護等について調整を図るとともに各市町関係部局とより密接な連携体制を構築する。

また、各市町の防災会議及び国民保護協議会の委員について、広域化前に調整すると検討調整されました。

協議第15号「消防団との協力体制」と同様に、新たに加わる豊明市及び長久手市につきましても、新組織から職員を派遣し、連携の強化を図るものです。以上で説明とさせていただきます。

【議長】

ありがとうございました。ご意見等がございましたら、お願いします。

【委員】

<意見なし。>

【議長】

それでは、協議第16号「防災部局との連携」について、ご承認していただける方の、挙手をお願いいたします。

【委員】

<全員挙手>

【議長】

出席者全員のご承認をいただき、ありがとうございました。これによりまして、協議第16号「防災部局との連携」につきましては、原案のとおり決定しました。

【議長】

協議事項はすべて終了いたしました。報告事項に移ります。

報告事項、第3回消防部会検討調整結果について、事務局説明をお願いします。

【事務局】

第3回消防部会検討調整結果について説明いたします。資料No.2をご覧ください。各項目概要のみ説明いたします。(2項目概要説明)以上で説明いたします。

【議長】

ありがとうございました。これについて、何かご意見等がございましたら、お願いします。

【委員】

<意見なし>

【議長】

よろしいですか。では、続きまして、報告事項、第3回財政部会検討調整結果について、事務局説明をお願いします。

【事務局】

第3回財政部会検討調整結果について説明いたします。資料No.3をご覧ください。(概要説明)以上で説明いたします。

【議長】

ありがとうございました。これについて、何かご意見等がございましたら、お願いします。

【委員】

<意見なし>

【議長】

最後に、第3回総務部会検討調整結果について、事務局説明をお願いします。

【事務局】

第3回総務部会検討調整結果について説明いたします。資料No.4をご覧ください。(概要説明) 以上で説明といたします。

【議長】

ありがとうございました。ご意見等がございましたら、お願いします。

【委員】

<意見なし。>

【議長】

本日の協議事項、報告事項はすべて終了いたしました。最後に、その他で何かありましたらお願いします。

【事務局】

消防力適正配置等調査業務につきまして報告いたします。昨日、構成市町にお集まりいただきまして、報告書の最終確認をしていただきました。一部、ご指摘がございましたので、修正作業を行っています。この後につきましては、本調査結果に基づきまして、広域化後の組織・職員の配置・職員の採用計画等の協議を進めていただき、目標期日に向けまして、さらに作業のスピードを上げていきたいと考えておりますので、今後とも、格別なご理解とご協力をお願いいたします。以上でございます。

【議長】

ただ今の件について、ご意見はございますか。

【委員】

<意見なし>

【議長】

よろしいですか。それでは、本日は、出席者皆様のご協力によりまして、円滑に議事が進行いたしました。また、提出されました協議事項につきましては、全会一致で決定していただき、まことにありがとうございました。まだまだ多くの協議調

整事項がございますので、今後も当協議会の運営に関しまして格別なる、ご理解及びご協力を賜りますことをお願いいたしまして、閉会のあいさついたします。

【事務局】

ありがとうございました。これをもちまして、第4回尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会のすべてを終了いたします。本日はまことにありがとうございました。

午前10時30分 閉会

上記会議録が正確であることを署名する。

平成29年3月30日

会議録署名委員 近藤 鉦男

会議録署名委員 永野 雅則

協議第 8 号

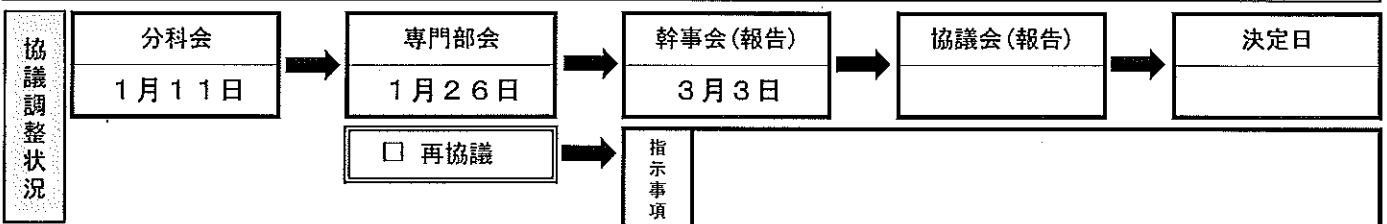
協議調整事項番号 7 「消防本部の権限」について

広域化に伴う管轄区域及び組織の拡大によって、住民サービスが低下することのないよう、現在の尾三消防本部の例を基本に新たに加わる豊明市及び長久手市の消防署においても許認可や各種申請・届出の処理ができることとする。

尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会 調整調書

番 号	54
決裁区分	協議会

項目番号	17	協議調整事項番号	7	専門部会	総務	分科会	人事	ランク	A	調整項目	消防本部の権限
団体名	尾三消防組合(みよし市・日進市・東郷町)				豊明市				長久手市		
担当課	消防総務課				消防総務課				消防本部総務課		
担当者職・氏名	専門監・伊豆原正人				課長補佐兼企画調整担当係長 相木義博				総務課主幹 久保田直也		
根拠法令等	尾三消防組合公印規程				豊明市警戒区域立入許可証 豊明市消防法等違反の処理に関する規程 消防法違反公表要綱 豊明市消防施設等設置基準				・長久手市救急業務規程 ・長久手市消防通信規程 ・長久手市火災予防条例 ・長久手市火災予防条例施行規則 ・消防用設備等について消防機関の検査を受けなければならない防火対象物等の指定に関する規程 ・長久手市火災警報規則 ・火災予防査察規程 ・長久手市危険物規制事務規則 ・長久手市火薬類取締法施行規則		
関係団体					住民・事業所						
平成28年度予算(千円)											
事業実施方法	☐ 業務委託 ☐ 補助金・交付金 ☒ その他 ☐ 消防で直接実施				☐ 業務委託 ☐ 補助金・交付金 ☐ その他 ☒ 消防で直接実施				☐ 業務委託 ☐ 補助金・交付金 ☐ その他 ☒ 消防で直接実施		
現 状	(消防本部予防課長) ・消防法第7条に基づく建築物の許可等の同意用 ・消防法第10条に基づく危険物の仮貯蔵仮取扱いの承認用 ・消防法第17条の3の2に基づく消防用設備等の検査済証用 (特別消防隊長) ・尾三消防本部火災及び救急事案の証明に関する規程に基づく火災及び救急事案の証明用 (消防署長) ・消防法第7条に基づく建築物の許可等の同意用 ・消防法第10条に基づく危険物の仮貯蔵仮取扱いの承認用 ・消防法第17条の3の2に基づく消防用設備等の検査済証用 ・尾三消防本部火災及び救急事案の証明に関する規程に基づく火災及び救急事案の証明用 ・防火管理講習修了の証明用				災害時の対処及び事業所の規制について 関係法令に基づき実施				上記関係規程により、一定の権限を有する。		
現状の課題	尾三	なし									
	豊明	なし									
	長久手	なし									
検討調整結果	広域化に伴う管轄区域及び組織の拡大によって、住民サービスが低下することのないよう、現在の尾三消防本部の例を基本に新たに加わる豊明市及び長久手市の消防署においても許認可や各種申請・届出の処理ができることとする。										
広域化後の課題	なし										
調整区分	☒ 存続 ☐ 存続 ☐ 一元化 ☒ 広域化時に統合 ☐ 広域化時に再編 ☐ 廃止 ☐ 広域化時に廃止 ☐ 広域化後に統合 ☐ 広域化後に再編 ☐ 廃止 ☐ 広域化後に廃止										



協議第 9 号

協議調整事項番号 17 「議員定数」について

対等な立場での消防の広域化であることを踏まえ、構成市町を同じにする愛知中部水道企業団の議員定数と同様に、各構成市町から 3 人とした 15 名をもって定数とすることが、望ましいと考える。

尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会 調整調書

番 号	55
決裁区分	協議会

項目番号	65	協議調整事項番号	17	専門部会	総務	分科会	人事	ランク	A	調整項目	議員定数
------	----	----------	----	------	----	-----	----	-----	---	------	------

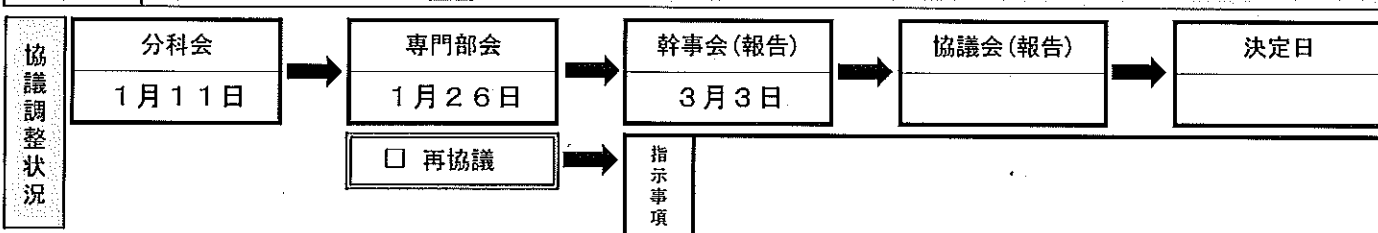
団体名	尾三消防組合(みよし市・日進市・東郷町)	豊明市	長久手市
担当課	総務課	消防総務課	消防本部総務課
担当者職・氏名	主幹 村瀬昭二	課長補佐兼企画調整担当係長 相木義博	総務課主幹 久保田直也
根拠法令等	・尾三消防組合同規約	豊明市議会の議員の定数を定める条例	・長久手市議会の議員の定数条例 ・長久手市議会委員会に関する条例
関係団体		豊明市議会	
平成28年度予算(千円)		なし	
事業実施方法	☐ 業務委託 ☐ 補助金・交付金 ☐ その他 ☐ 消防で直接実施	☐ 業務委託 ☐ 補助金・交付金 ☐ その他 ☐ 消防で直接実施	☐ 業務委託 ☐ 補助金・交付金 ☒ その他 ☐ 消防で直接実施
現 状	・組合の議会の議員の定数は12人とし、その選出区分は、組合市町ごとに4人とする。	地方自治法の規定に基づき、定数を定める条例により20名と記載されており、28年6月1日現在20名が在籍されている。	長久手市議会議員の定数18人 ・常任委員会 総務委員会6人 教育福祉委員会6人 くらし建設委員会6人 議会運営委員会8人 ・特別委員会 議会だより編集特別委員会6人 ・一部事務組合 尾張旭市長久手市衛生組合議会5人 尾張東部衛生組合議会5人 愛知中部水道企業団議会3人 公立陶生病院組合議会2人 ・その他 農業委員1人 監査委員1人 都市計画審議会委員4人

現状の課題	尾三	なし
	豊明	なし
	長久手	なし

検討調整結果	対等な立場での消防の広域化であることを踏まえ、構成市町を同じにする愛知中部水道企業団の議員定数と同様に、各構成市町から3人とした15名をもって定数とすることが、望ましいと考える。
--------	---

広域化後の課題	なし
---------	----

調整区分	☒ 存続 ☐ 存続 ☐ 一元化 ☒ 広域化時に統合 ☐ 広域化時に再編 ☐ 廃止 ☐ 広域化時に廃止 ☐ 広域化後に統合 ☐ 広域化後に再編 ☐ 広域化後に廃止
------	---



協議第10号

協議調整事項番号20「監査委員」について

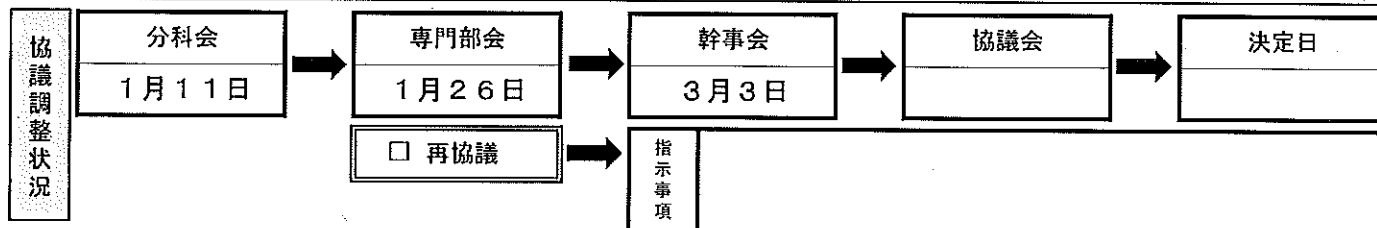
監査委員の定数は、地方自治法第195条の規定により2名とし、選出区分については、同法第196条の規定により「議員選出」及び「識見を有する者」からそれぞれ1名ずつとする。

なお、「識見を有する者」として選出される監査委員は、構成市町の推薦によって選出されることとし、「議員選出」として選出される監査委員は、一部事務組合議会議員の中から選出することとする。

尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会 調整調書

番 号	57
決裁区分	協議会

項目番号	69	協議調整事項番号	20	専門部会	総務	分科会	人事	ランク	A	調整項目	監査委員
団体名	尾三消防組合(みよし市・日進市・東郷町)				豊明市				長久手市		
担当課	総務課				消防総務課				消防本部総務課		
担当者職・氏名	主幹 村瀬昭二				課長補佐兼企画調整担当係長 相木義博				総務課主幹 久保田直也		
根拠法令等	- 尾三消防組合規約 - 尾三消防組合監査委員に関する条例				地方自治法 第195条・第196条				- 長久手市監査委員に関する条例 - 長久手市監査委員事務局規程 - 長久手市監査事務処理規程		
関係団体					監査委員						
平成28年度予算(千円)											
事業実施方法	☐ 業務委託 ☐ 補助金・交付金 ☐ その他 ☐ 消防で直接実施				☐ 業務委託 ☐ 補助金・交付金 ☐ その他 ☐ 消防で直接実施				☐ 業務委託 ☐ 補助金・交付金 ☒ その他 ☐ 消防で直接実施		
現 状	- 組合に監査委員2人を置く。 - 監査委員は、管理者が、組合議会の同意を得て、人格が高潔で、財務管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから1人及び組合議員のうちから1人を選任する。 - 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、組合議員のうちから選任される者にあつては、組合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。				地方自治法第195条により豊明市の監査委員は2名とする。 なお、第196条により議員からの選出と識見を有する者による選出が記述されている。				上記関係規定による。		
現状の課題	尾三	なし									
	豊明	なし									
	長久手	なし									
検討調整結果	監査委員の定数は、地方自治法第195条の規定により2名とし、選出区分については、同法第196条の規定により「議員選出」及び「識見を有する者」からそれぞれ1名ずつとする。 なお、「識見を有する者」として選出される監査委員は、構成市町の推薦によって選出されることとし、「議員選出」として選出される監査委員は、一部事務組合議会議員の中から選出することとする。										
広域化後の課題	なし										
調整区分	☒ 存続 ☐ 存続 ☐ 一元化 ☒ 広域化時に統合 ☐ 広域化時に再編 ☐ 廃止 ☐ 広域化時に廃止 ☐ 広域化後に統合 ☐ 広域化後に再編 ☐ 広域化後に廃止										



協議第 11 号

協議調整事項番号 21 「公平委員会」について

愛知県に公平委員会の事務を委託することとする。

尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会 調整調書

番 号	58
決裁区分	協議会

項目番号	71	協議調整事項番号	21	専門部会	総務	分科会	人事	ランク	A	調整項目	公平委員会
------	----	----------	----	------	----	-----	----	-----	---	------	-------

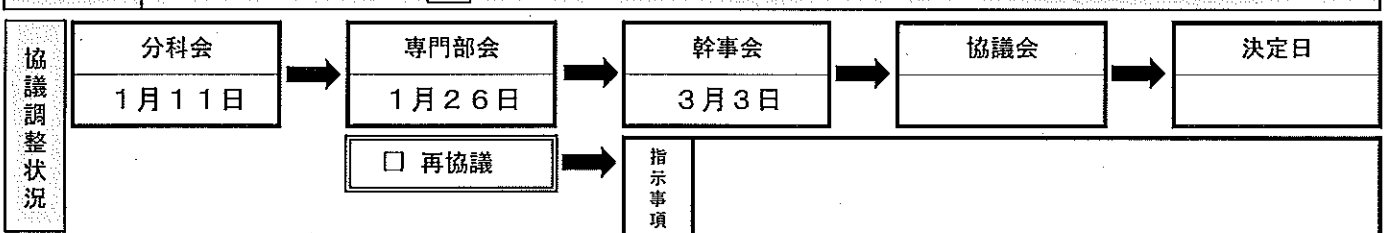
団体名	尾三消防組合(みよし市・日進市・東郷町)	豊明市	長久手市
担当課	総務課	消防総務課	消防本部総務課
担当者職・氏名	主幹 村瀬昭二	課長補佐(企画調整担当) 相木義博	総務課主幹 久保田直也
根拠法令等	・尾三消防組合と愛知県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約	・豊明市議会委員会条例 ・豊明市事務分掌規則 ・豊明市職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則 ・豊明市職員の不利益処分についての不服申立てに関する規則 ・豊明市公平委員会の会議に関する規則 ・豊明市管理職員等の範囲を定める規則 ・豊明市職員からの苦情相談に関する規則 ・豊明市職員団体の登録に関する条例 ・豊明市職員団体の登録に関する規則 ・豊明市パブリックコメント手続要綱 ・豊明市職員の不利益処分についての不服申立てに関する規則 ・豊明市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 ・豊明市職員定数条例	・長久手市公平委員会の設置に関する条例 ・長久手市公平委員会議事規則 ・長久手市公平委員会規程
関係団体			
平成28年度予算(千円)	58	290	
事業実施方法	☐ 業務委託 ☐ 補助金・交付金 ☐ その他 ☐ 消防で直接実施	☐ 業務委託 ☐ 補助金・交付金 ☐ その他 ☐ 消防で直接実施	☐ 業務委託 ☒ 補助金・交付金 ☐ その他 ☐ 消防で直接実施
現 状	・給与、勤務時間その他の勤務条件、研修及び勤務成績の評定、厚生福利制度その他職員に関する制度に関する事務を愛知県に委託する。	上記規則等に準ずる。 予算内訳(千円) 公平委員会報酬87 費用弁償旅費126 消耗品4 通行料6 負担金67	上記関係規定による。

現状の課題	尾三	なし
	豊明	なし
	長久手	なし

検討調整結果	愛知県に公平委員会の事務を委託することとする。
--------	-------------------------

広域化後の課題	なし
---------	----

調整区分	☒ 存続 ☐ 存続 ☐ 一元化 ☒ 広域化時に統合 ☐ 広域化時に再編 ☐ 廃止 ☐ 広域化時に廃止 ☐ 広域化後に統合 ☐ 広域化後に再編 ☐ 広域化後に廃止
------	---



協議第12号

協議調整事項番号27「貸与物品」について

貸与物品については、統一を図ることとする。

なお、広域前に貸与されていた物品で広域化後も引き続き使用可能なものについては、当該物品の貸与期間が満了するまで、又は、一定の猶予期間を設けて引き続き使用できることとし、順次統一を図る。

尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会 調整調書

番 号	63
決裁区分	協議会

項目番号	102	協議調整事項番号	27	専門部会	総務	分科会	人事	ランク	A	調整項目	貸与物品
------	-----	----------	----	------	----	-----	----	-----	---	------	------

団体名	尾三消防組合(みよし市・日進市・東郷町)	豊明市	長久手市
担当課	総務課	消防総務課	消防本部総務課
担当者職・氏名	主幹 村瀬昭二	課長補佐(企画調整担当) 相木義博	総務課主幹 久保田直也
根拠法令等	・尾三消防組合消防吏員の服制に関する規則 ・尾三消防組合消防吏員被服等貸与規程	豊明市職員被服等貸与規程	・長久手市消防吏員被服貸与品規程 ・長久手市消防吏員被服貸与品事務処理要綱
関係団体		なし	
平成28年度予算(千円)	12,739	3,305	2,440千円
事業実施方法	☐ 業務委託 ☐ 補助金・交付金 ☐ その他 ☐ 消防で直接実施	☐ 業務委託 ☐ 補助金・交付金 ☐ その他 ☒ 消防で直接実施	☐ 業務委託 ☐ 補助金・交付金 ☐ その他 ☒ 消防で直接実施
現 状	・被服の貸与については、各品目に点数と貸与年数を、また業務内容別(救急、事務等の担当別)に持点を定め、持点以内で各自が希望する品目を毎年度支給しています。 さらに、貸与期間が満了しても、返却は求めずに予備として使用を認めています。	豊明市職員被服等貸与規程別表1に記載の被服より、消防総務課職員は60点、消防署職員は70点の被服の貸与が行われる。(添付資料参照) 57歳以上の職員に対しては、貸与を行わない。 防火衣の更新は、28年度は8着(新規職員)29年度は8着の予定。 1着設計額15万円。	貸与品目、貸与方法等は、上記関係規定による。 購入は、指名競争入札による。

現状の課題	尾三	なし
	豊明	なし
	長久手	なし

検討調整結果	貸与物品については、統一を図ることとする。 なお、広域前に貸与されていた物品で広域化後も引き続き使用可能なものについては、当該物品の貸与期間が満了するまで、又は、一定の猶予期間を設けて引き続き使用できることとし、順次統一を図る。
--------	---

広域化後の課題	なし
---------	----

調整区分	☒ 存続 ☐ 存続 ☐ 一元化 ☒ 広域化時に統合 ☐ 広域化時に再編 ☐ 廃止 ☐ 広域化時に廃止 ☐ 広域化後に統合 ☐ 広域化後に再編 ☐ 廃止 ☐ 広域化後に廃止
------	---

協議調整状況	分科会 1月11日	→	専門部会 1月26日	→	幹事会 3月3日	→	協議会	→	決定日
			☐ 再協議	→	指示事項				

協議第13号

協議調整事項番号31「電算システム」について

現在の尾三消防組合のシステムを基本に豊明市及び長久手市に必要なクライアント数を追加して環境整備を行うこととする。

なお、ネットワーク回線については、現在の署所間ネットワークを活用して拡張して構築することとする。

尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会 調整調書

番 号	67
決裁区分	協議会

項目番号	110	協議調整事項番号	31	専門部会	総務	分科会	人事	ランク	A	調整項目	電算システム
------	-----	----------	----	------	----	-----	----	-----	---	------	--------

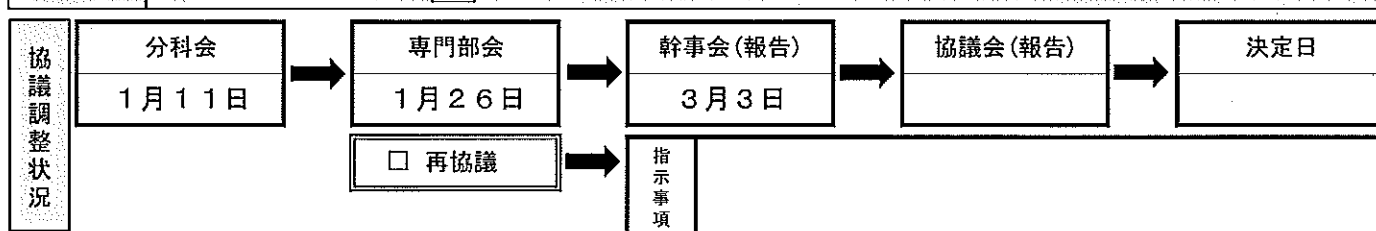
団体名	尾三消防組合(みよし市・日進市・東郷町)	豊明市	長久手市
担当課	総務課	消防総務課	消防本部総務課
担当者職・氏名	主幹 村瀬昭二	課長補佐 相木義博	総務課主幹 久保田直也
根拠法令等			
関係団体			
平成28年度予算(千円)	3,562	市予算約90,000千円(委託・借上)	31,531千円
事業実施方法	☐ 業務委託 ☐ 補助金・交付金 ☐ その他 ☒ 消防で直接実施	☒ 業務委託 ☐ 補助金・交付金 ☒ その他 ☐ 消防で直接実施	☐ 業務委託 ☐ 補助金・交付金 ☒ その他 ☐ 消防で直接実施
現 状	・平成27年12月1日から平成32年11月30日までの長期継続契約 ・ネットワークサーバ保守料 778千円 ・ネットワーク構成機器借上料 2,784千円	豊明市職員ポータルサイト グループウェア ・内部、外部メール ・スケジュール管理 ・掲示板 勤務管理システム ・出勤管理 ・時間外、旅行申請 財務会計システム(fast) 例規システム(SuperReiki) 地理情報システム(GIS)	・グループウェアシステム管理 需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料 ・グループウェアシステム整備 委託料 庁内・庁外電子メール送受信 スケジュール管理 その他(例規等)情報配信

現状の課題	尾三	なし
	豊明	現状の課題なし。 広域化後、一定期間(3ヶ月程度)は、残務処理のためネットワークの残置が必要。
	長久手	なし

検討調整結果	現在の尾三消防組合のシステムを基本に豊明市及び長久手市に必要なクライアント数を追加して環境整備を行うこととする。 なお、ネットワーク回線については、現在の署所間ネットワークを活用して拡張して構築することとする。
--------	--

広域化後の課題	なし
---------	----

調整区分	☒ 存続 ☐ 存続 ☐ 一元化 ☒ 広域化時に統合 ☐ 広域化時に再編 ☐ 廃止 ☐ 広域化時に廃止 ☐ 広域化後に統合 ☐ 広域化後に再編 ☐ 廃止 ☐ 広域化後に廃止
------	---



協議第 1 4 号

協議調整事項番号 3 4 「債務の取扱い」について

広域化前の債務は、新組織に引き継がないこととする。

広域化後の債務は、新組織が負担することとする。

尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会 調整調書

番 号	72
決裁区分	協議会

項目番号	119	協議調整事項番号	34	専門部会	財政	分科会	財務	ランク	A	調整項目	債務の取扱い
------	-----	----------	----	------	----	-----	----	-----	---	------	--------

団体名	尾三消防組合(みよし市・日進市・東郷町)	豊明市	長久手市
担当課	総務課	財政課	消防本部総務課
担当者職・氏名	主幹 村瀬昭二	係長 萩野昭久	総務課主幹 久保田直也
根拠法令等	・地方債同意等基準運用要綱	なし	
関係団体		なし	
平成28年度予算(千円)	15,000(歳入)・126,310(歳出)	なし	8,506千円
事業実施方法	☐ 業務委託 ☐ 補助金・交付金 ☐ その他 ☒ 消防で直接実施	☐ 業務委託 ☐ 補助金・交付金 ☒ その他 ☐ 消防で直接実施	☐ 業務委託 ☐ 補助金・交付金 ☒ その他 ☐ 消防で直接実施
現 状	・消防防災設備整備事業(高規格救急自動車) 15,000千円 平成27年度末現在高見込額 480,386,427円 平成28年度中起債見込額 15,000,000円 平成28年度中元金償還見込額 116,374,047円 平成28年度末現在高見込額 379,012,380円	消防債の平成28年度末現在高見込み 746,697千円	緊急防災・減災事業債「消防通信共同運用施設整備事業」平成25～34年度まで 66,900千円

現 状 の 課 題	尾三	なし
	豊明	債務の取扱いについて協議・調整が必要。
	長久手	なし

検討調整結果	広域化前の債務は、新組織に引き継がないこととする。広域化後の債務は、新組織が負担することとする。
--------	--

広域化後の課題	なし
---------	----

調整区分	☒ 存続 ☐ 存続 ☐ 一元化 ☒ 広域化時に統合 ☐ 広域化時に再編 ☐ 廃止 ☐ 広域化時に廃止 ☐ 広域化後に統合 ☐ 広域化後に再編 ☐ 広域化後に廃止
------	---

協議調整状況	分科会 1月23日 → 専門部会 2月2日 → 幹事会 3月3日 → 協議会 → 決定日
	☐再協議 → 指示事項

協議第 15 号

協議調整事項番号 35 「消防団との協力体制」について

消防団が行う訓練等については、各消防署が支援することとする。

消防団の関係する行事等については、これまでの歴史や伝統、消防団とのつながりを考慮し、協力体制を継続していくことが望ましいため、各消防署が支援する。

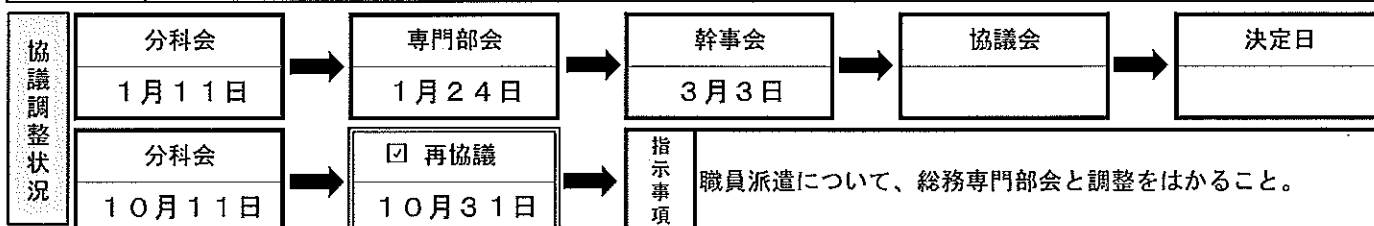
また、広域化後にあつては、各構成市町の消防団担当部局へ組合職員を派遣することとする。特に、豊明市及び長久手市については、市役所が初めて行う事務であるため、連携体制を強化することとする。

尾三消防連絡協議会（みよし市、日進市及び東郷町の消防団連絡協議会）について、再編を行う。

尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会 調整調書

番 号	33
決裁区分	協議会

項目番号	120	協議調整事項番号	35	専門部会	消防	分科会	警防	ランク	A	調整項目	消防団との協力体制
団体名	尾三消防組合(みよし市・日進市・東郷町)				豊明市				長久手市		
担当課	特別消防隊				消防本部消防署				消防第1課		
担当者職・氏名	課長補佐 近藤哲也				消防署長補佐(第1係担当)三宅俊章				課長 伊藤 薫		
根拠法令等	- 尾三消防本部消防業務規程(第27条) - 尾三消防連絡協議会規約				■豊明市消防団条例、豊明市消防団規則、豊明市消防団応援事業所設置要綱、豊明市消防団応援サポーター設置要綱				- 長久手市消防団条例 - 長久手市消防団規則 - 長久手市消防団員等公務災害補償条例など		
関係団体	構成市町、尾三消防連絡協議会				豊明市消防団				長久手市消防団		
平成28年度予算(千円)	916(尾消連の歳入歳出予算額)				39,195				13,487(事務事業費、活性化事業費、施設費)		
事業実施方法	☐ 業務委託 ☐ 補助金・交付金 ☒ その他 ☐ 消防で直接実施				☐ 業務委託 ☐ 補助金・交付金 ☐ その他 ☒ 消防で直接実施				☐ 業務委託 ☐ 補助金・交付金 ☐ その他 ☒ 消防で直接実施		
現 状	- 各市町の防災訓練等への協力 - 水防訓練、林野火災訓練等の参加 - 防火防災思想の普及啓発活動 - 消防訓練会(規律訓練・救命講習会等)の実施 - 消防操法大会を通じて連携強化を図っている。 - 尾三消防連絡協議会の事務局を消防課に置き運営している。				市内に7個分団あり、消防総務課庶務係が事務局を持っている。主な行事は、各種訓練(ポンプ車操法、防災・水防訓練、秋季、文化財、春季)、年間行事(任命式、親睦式、操法大会、分団長研修、分団健康診断、消防団活性化事業、分団ソフトボール大会、年末夜警、階梯操法、出初式、消防体験フェア、各分団総会)会議(分団長会議・年6回)				消防団に係る事務は消防本部総務課にて一括して実施している。 操法指導、訓練指導等一部消防署が所管。		
現状の課題	尾三	なし									
	豊明	新入団員が少なく、定員数を割っており高齢化が進んでいる。新入団員を確保するために、市役所新規採用職員等に参加促進を行っているが、分団によっても差があるため、今後人員確保が課題である。									
	長久手	消防団員数の減少									
検討調整結果	消防団が行う訓練等については、各消防署が支援することとする。 消防団の関係する行事等については、これまでの歴史や伝統、消防団とのつながりを考慮し、協力体制を継続していくことが望ましいため、各消防署が支援する。 また、広域化後にあっては、各構成市町の消防団担当部局へ組合職員を派遣することとする。特に、豊明市及び長久手市については、市役所が初めて行う事務であるため、連携体制を強化することとする。 尾三消防連絡協議会(みよし市、日進市及び東郷町の消防団連絡協議会)について、再編を行う。										
広域化後の課題	なし										
調整区分	☒ 存続 ☐ 存続 ☐ 一元化 ☒ 広域化時に統合 ☐ 広域化時に再編 ☐ 廃止 ☐ 広域化時に廃止 ☐ 広域化後に統合 ☐ 広域化後に再編 ☐ 廃止 ☐ 広域化後に廃止										



協議第16号

協議調整事項番号38「防災部局との連携」について

各構成市町の防災部局に職員（消防団事務兼務）を派遣することとし、防災、国民保護等について調整を図るとともに各市町関係部局とより密接な連携体制を構築する。

また、各市町の防災会議及び国民保護協議会の委員について、広域化前に調整する。

尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会 調整調書

番 号	36
決裁区分	協議会

項目番号	124	協議調整事項番号	38	専門部会	消防	分科会	警防	ランク	A	調整項目	防災部局との連携
------	-----	----------	----	------	----	-----	----	-----	---	------	----------

団体名	尾三消防組合(みよし市・日進市・東郷町)	豊明市	長久手市
担当課	特別消防隊	消防署	消防第1課
担当者職・氏名	課長補佐 近藤哲也	署長補佐第1担当 三宅俊章	課長 伊藤 薫
根拠法令等	尾三消防本部風水害対策要綱(第11条第1項第2号) 各市町地域防災計画	豊明市防災行政無線局運用管理規程 豊明市防災行政無線局取扱要綱 豊明市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例 豊明市危機管理要綱 都道府県国民保護協議会及び市町村国民保護協議会 豊明市国民保護協議会運営規則 豊明市国民保護協議会条例	長久手市地域防災計画 長久手市災害対策本部運営要綱
関係団体	日進市 みよし市 東郷町		長久手市役所
平成28年度予算(千円)		60(国民保護協議会委員報酬)	
事業実施方法	☐ 業務委託 ☐ 補助金・交付金 ☐ その他 ☒ 消防で直接実施	☐ 業務委託 ☐ 補助金・交付金 ☐ その他 ☐ 消防で直接実施	☐ 業務委託 ☐ 補助金・交付金 ☐ その他 ☒ 消防で直接実施
現 状	構成市町地域防災計画に基づき各種災害に応じた対策、連携を図っている。また、人事交流として消防組合より職員を派遣し、円滑な連絡体制を構築している。	武力攻撃等による緊急時に、市長を室長とする緊急事態対策室が設置され、消防長が室員として参集される。 国民保護協議会設置時の委員として消防長が組織される。 豊明市国民保護計画内の事務分掌として消防本部、消防総務課、消防署の役割の記載。	上記計画・要綱に基づき災害発生時に連携を図っている。

現状の課題	尾三	なし
	豊明	なし
	長久手	なし

検討調整結果	各構成市町の防災部局に職員(消防団事務兼務)を派遣することとし、防災、国民保護等について調整を図るとともに各市町関係部局とより密接な連携体制を構築する。 また、各市町の防災会議及び国民保護協議会の委員について、広域化前に調整する。
--------	--

広域化後の課題	なし
---------	----

調整区分	☒ 存続 ☐ 存続 ☐ 一元化 ☒ 広域化時に統合 ☐ 広域化時に再編 ☐ 廃止 ☐ 広域化時に廃止 ☐ 広域化後に統合 ☐ 広域化後に再編 ☐ 広域化後に廃止
------	--

協議調整状況	分科会 1月11日	→	専門部会 1月24日	→	幹事会 3月3日	→	協議会	→	決定日
	分科会 10月11日	→	☒ 再協議 10月31日	→	指示事項 職員派遣について、総務専門部会と調整をはかること。				

第3回消防部会検討調整結果一覧

警防分科会

項目 番号	調整項目	調 整 結 果
45	給油の方法	尾三消防組合の例に準じて掛け売りとし、各署所において、利便性の高い給油所を指定する。
113	消防業務システム	各消防本部が、現在使用している消防業務システムを統合する。 なお、現行のシステムの基本的な部分については、各消防本部同一であるが、消防本部ごとに系統及び業務パッケージが分離しているため、それらを統合する。 また、サーバー等の機器を継続使用することとし、改修費用の低廉化を図る。 維持管理の契約については、統合することとする。

第3回財政部会検討調整結果一覧

財務分科会

項目 番号	調整項目	調 整 結 果
128	手数料	法令に定められた消防関係手数料及び各種証明手数料については、尾三消防組合の例に準じて徴収することとする。

第3回総務部会検討調整結果一覧

人事・給与分科会

項目 番号	調整項目	調 整 結 果
8	執行機関	構成市町が4市1町になることから、組合の執行機関に、管理者1人、副管理者4人及び会計管理者1人を置くこととする。
9	情報公開・個人情報保護	現在の尾三消防組合の例に倣い、情報公開・個人情報保護審査会の委員は、5人以内をもって組織する。
80	安全衛生管理	現在の尾三消防組合の例を基本に統合することとする。 なお、健康診断等については、現在の尾三消防組合の受診機関に豊明市及び長久手市の受診機関を追加することとする。
96	退職手当	現在の愛知県市町村職員退職手当組合の加入状況を新組織に引き継ぐこととする。
99	消防機関等への派遣	広域化後の組織規模に応じて消防機関へ職員を派遣する。なお、構成市町との人事交流は、豊明市及び長久手市についても行い、実務担当職員の派遣も検討することとする。
100	階層別研修	階層ごとの役割に応じた各種能力の向上及び人材の育成を目的に、愛知県市町村振興協会の階層別研修に積極的に参加することとする。 その他の階層別研修については、各構成市町の研修内容と調整を図りながら実施することとする。
103	制服等の統一	制服等の仕様については、広域化時に統一する。 なお、現在貸与されている制服等で引き続き使用できるものは、最小限の改修を行ったうえで、貸与期間満了まで又は一定の猶予期間を設けて継続使用することとする。

104	貸与の方法	貸与の方法については、貸与物品の単価、貸与年数及び業務内容により、予算の範囲内で個人の持ち点を定め、必要な物品を支給することとする。
105	個人装備品の統一	個人装備品のうち、広域化時に仕様が統一できる物品は、統一を図ることとし、その他の物品については、広域化後に統一することとする。
112	人事給与システム	現在の尾三消防組合の人事給与システムに、現在の豊明市消防本部及び長久手市消防本部の職員を新たに組み入れることとする。
114	ホームページ	広域化に併せて、新しい消防組合のホームページを作成する。なお、各種申請書のダウンロード等の住民サービスの維持及び各構成市町との情報共有を図ることとする。
115	署所間ネットワーク	現在の尾三消防組合のネットワークに豊明市及び長久手市の署所を組み入れて拡張することとする。なお、ネットワークについては、既存の指令系ネットワークに重畳することで構築に係わる経費の削減を図ることとする。
121	消防協会事務	広域消防組織における消防協会事務については、消防職員に関する事務のみを所管し、豊明市及び長久手市の消防団に関する消防協会事務については、市役所消防団担当部局が所管することとする。